**資料：非消費支出(社会保険料・税額)の算定**

2024年4月

**Ⅰ　若年単身世帯**

若年単身世帯モデルの非消費支出（社会保険料・税額）を計算するには、当該世帯の収入がわかっていなければならない。2015年の愛知県最低生計費試算調査では、若年単身世帯のモデルとして、大学を卒業後就職して勤続3年の「25歳男性」および「25歳女性」を設定し、賃金（所定内給与）を月額21万円、年間一時金（賞与）を24万円、年収を276万円と想定した。

2023年の若年単身世帯の収入として、月額所定内給与22万円、年間一時金26万円、年収290万円と想定した。これは、2023年の収入を2015年の収入と実質的にほぼ同じと仮定し、2015年の月額と一時金に、この間の名古屋市消費者物価指数・総合の上昇率1.061を掛けて求めた（端数は切り下げ・切り上げ）金額である。以上の想定で、下記のように、社会保険料と税額を算定した。

１．社会保険料（年金・健康・雇用保険料）

①厚生年金保険料

標準報酬月額は220,000円で、厚生年金保険料率（2017年9月分以降）が18.3％（うち労働者負担分＝9.15％）であるから、本人負担分の保険料（月額）は20,130円となる。同様に、一時金260,000円の年間保険料は、23,790円である。

②健康保険料

標準報酬月額は220,000円で、全国健康保険協会（協会けんぽ、愛知県）の保険料率（2023年3月分以降）が10.01％（うち労働者負担分＝5.005％）であるから、本人負担分の保険料（月額）は11,011円となる。同様に、一時金260,000円の年間保険料は、13,013円である。

③雇用保険料

月額給与は220,000円で、雇用保険料率（一般の事業、2023年度）は1.55％（うち労働者負担分＝0.6％）であるから、本人負担分の保険料（月額）は1,320円となる。同様に、一時金260,000円の年間保険料は、1,560円である。

④社会保険料（本人負担）の合計（月額）は、下記の通りとなる。

月額給与に対する社会保険料は、20,130円＋11,011円＋1,320円＝32,461円、これに一時金に対する社会保険料（23,790円＋13,013円＋1,560円＝38,363円）の月平均額（3,197円）を含めると、35,658円である。

２．税（所得税・住民税）額

①所得税(計算方法は、国税庁のWebサイトと所得税法別表第5による）

年間給与収入2,900,000円の場合、給与所得控除後の金額は1,950,000円、

所得控除額＝社会保険料（32,461×12+38,363=427,895円）＋基礎控除（480,000円）=907,895円

課税所得額＝給与所得控除後の金額1,950,000円－所得控除額907,895円

＝1,042,105円≒1,042,000円

所得税額＝課税所得額1,042,000円×税率0.05＝52,100円

復興特別所得税額＝所得税額52,100円×税率0.021＝1,094.1円≒1,094円

＊復興特別所得税は、2013年1月1日～2037年12月31日の25年間課税される。

年間所得税額＝52,100円＋1,094円＝53,194円、

所得税の平均月額＝53,194円÷12＝4,432.83･･円≒4,432円

②住民税（市民税と県民税、計算方法は、名古屋市のWebサイトによる）

市民税と県民税は、均等割と所得割からなる。均等割額は所得にかかわらず一定額が課税され、名古屋市の市民税均等割額（年額）は3,300円、愛知県の県民税均等割額（年額）は2,000円である。

所得割額は、2022年の収入（給与）から給与所得金額を計算し、そこから社会保険料（2022年分）控除・基礎控除を差し引いた金額に税率（名古屋市の市民税7.7％、愛知県の県民税2％）を乗じた額から調整控除額を差し引いた額である。なお、2022年の収入と社会保険料は、2023年と同額として、以下のように算定する。

年間給与収入2,900,000円÷4,000円＝商725…余り0円

計算基準額=商725×4,000円＝2,900,000円

給与所得金額＝計算基準額2,900,000円×0.7－80,000円＝1,950,000円

課税所得金額＝給与所得金額1,950,000円－社会保険料控除427,895円

－基礎控除430,000円＝1,092,105円≒1,092,000円

市民税と県民税の所得割額（年額）は、この課税所得金額に各税率を乗じた額から調整控除額を差し引き、100円未満を切り捨てた額である。

市民税調整控除額=人的控除額50,000円×0.04=2,000円

県民税調整控除額=人的控除額50,000円×0.01=500円

市民税＝1,092,000円×0.077－2,000円（調整控除額）＝82,084円≒82,000円

県民税＝1,092,000円×0.02－500円（調整控除額）＝21,340≒21,300円

したがって、住民税額（年額）は、3,300円＋2,000円＋82,000円＋21,300円＝108,600円となり、1カ月当たりでは9,050円である。

③税（所得税と住民税）の合計（月額）は、4,432円＋9,050円＝13,482円となる。

３．**非消費支出の合計（月額）＝**社会保険料35,658円＋税額13,482円**＝49,140円**

（参考：2015年調査の月額は、47,562円）

**Ⅱ　30～50代夫婦と未婚子２人世帯**

2015年の愛知県最低生計費試算調査で設定した「夫婦と未婚子2人からなる世帯モデルは、下記のとおりであった。

30代夫婦と未婚子2人世帯モデル（30代夫婦、小学生と幼稚園児の4人家族）。夫は30代で正規従業員として勤務、妻は30代で無職ないしパートタイマーとして勤務（夫の扶養家族、社会保険の適用外、以下同様）、子どもは小学生（名古屋市立小学校）と幼稚園児（名古屋市内の私立幼稚園）と想定。

40代夫婦と未婚子2人世帯モデル（40代夫婦、中学生と小学生の4人家族）。夫は40代で正規従業員として勤務、妻は40代で無職ないしパートタイマーとして勤務、子どもは中学生（名古屋市立中学校）と小学生（名古屋市立小学校）と想定。

50代夫婦と未婚子2人世帯モデル（50代夫婦、大学生と高校生の4人家族）。夫は50代で正規従業員として勤務、妻は50代で無職ないしパートタイマーとして勤務、子どもは大学生（名古屋市内の私立大学昼間部、家族と同居、夫の扶養家族）と高校生（名古屋市内の公立全日制高等学校）と想定。

以上を前提として、各世帯モデルの非消費支出（社会保険料と税額）を算出する際の夫の収入については、2015年の厚生労働省『賃金構造基本統計調査』（愛知県分）より、企業規模別（5～9人、10～99人、100～999人）、年齢別（30～34歳、35～39歳、40～44歳、45～49歳、50～54歳、55～59歳）の一般労働者（男）の所定内給与額（2015年6月分）と賞与その他特別給与額（原則2014年1月～12月分）の単純平均を用いた。各年代別の夫の月収・一時金・年収（2015年の収入＝月収×12カ月＋一時金）は、以下のようであった（万円未満を四捨五入）。

30代の夫：月収（所定内給与額）29万円、一時金（賞与その他特別給与額）64万円、年収412万円

40代の夫：月収（所定内給与額）34万円、一時金（賞与その他特別給与額）80万円、年収488万円

50代の夫：月収（所定内給与額）37万円、一時金（賞与その他特別給与額）86万円、年収530万円

2023年の30～50代世帯の非消費支出を算定する際の夫の収入については、2023年の収入を2015年の収入と実質的にほぼ同じと仮定し、2015年の月額と一時金に、この間の名古屋市消費者物価指数・総合の上昇率1.061を掛けて、以下のように求めた（端数は切り下げ・切り上げ）。

30代の夫：月収（所定内給与額）30万円、一時金（賞与その他特別給与額）68万円、年収428万円

40代の夫：月収（所定内給与額）36万円、一時金（賞与その他特別給与額）85万円、年収517万円

50代の夫：月収（所定内給与額）39万円、一時金（賞与その他特別給与額）92万円、年収560万円

以上をもとに、社会保険料と税額を算定する。

１．社会保険料（年金・健康・雇用保険料）

夫以外の家族構成員は夫の扶養家族であるから、社会保険料負担が生じるのは夫と20歳以上の大学生（国民年金保険）である。

①年金（厚生年金と国民年金）保険料

厚生年金保険料額表より、厚生年金保険料率（2017年9月分以降）は18.3％（うち労働者負担分＝9.15％）であるから、各世帯モデルの標準報酬月額と労働者負担分の保険料（年）は下記の通りである。なお、一時金（ボーナス）の保険料は、一時金額（1,000円未満切り捨て）に保険料率を乗じた額である。また、大学生の場合、20歳になると、国民年金保険料の納入義務が生じる（ここでは、学生納付特例制度を利用しないものとし、大学生は20歳または21歳とする）。2023年度国民年金保険料は月額16,520円である。

30代世帯モデル：標準報酬月額300,000円、保険料（年）＝27,450円×12カ月＝329,400円、一時金分の保険料（年）=680,000円×0.0915=62,220円、計391,620円

40代世帯モデル：標準報酬月額360,000円、保険料（年）32,940円×12カ月=395,280円、一時金分の保険料（年）=850,000円×0.0915=77,775円、計473,055円

50代世帯モデル：標準報酬月額380,000円、保険料（年）34,770円×12カ月=417,240円、一時金分の保険料（年）=920,000円×0.0915=84,180円、

大学生の国民年金保険料（年）＝16,520円×12カ月＝198,240円、計699,660円

②健康保険料

全国健康保険協会（協会けんぽ）の健康保険料額表（愛知県、2023年3月分以降）により、健康保険料率は10.01％（うち労働者負担分＝5.005％）と11.83％（40歳以上65歳未満は介護保険料を含む、労働者負担分＝5.915％） で、各世帯モデルの標準報酬月額と労働者負担分の保険料（年）は下記の通りである。なお、一時金（ボーナス）の保険料は、一時金額（1,000円未満切り捨て）に保険料率を乗じた額である。

30代世帯モデル：標準報酬月額300,000円、保険料（年）＝15,015円×12カ月＝180,180円、一時金分の保険料（年）=680,000円×0.05005=34,034円、計214,214円

40代世帯モデル：標準報酬月額360,000円、保険料（年）＝21,294円×12カ月＝255,528円、一時金分の保険料（年）=850,000円×0.05005≒42,542円、計298,070円

50代世帯モデル：標準報酬月額380,000円、保険料（年）=22,477円×12カ月＝269,724円、一時金分の保険料（年）=920,000円×0.05005=46,046円、計315,770円

③雇用保険料

雇用保険料率（一般の事業、2023年度）は1.55％（うち労働者負担分＝0.6％）で、保険料は賃金総額（年収）に保険料率を乗じた額であるから、各世帯モデルの労働者負担分の保険料は下記のようになる。

30代世帯モデル：保険料（年）=4,280,000円×0.6÷100=25,680円

40代世帯モデル：保険料（年）=5,170,000円×0.6÷100=31,020円

50代世帯モデル：保険料（年）=5,600,000円×0.6÷100=33,600円

④社会保険料（本人負担）の合計額（年）は、下記の通りである。

30代世帯モデル：631,514円、

40代世帯モデル：802,145円、

50代世帯モデル：1,049,030円（大学生の国民年金保険料を含む）

２．税（所得税・住民税）額

夫以外の世帯構成員は夫の扶養家族であるから、税（所得税と住民税）負担が生じるのは夫のみである。

①所得税(計算方法は、国税庁のWebサイトと所得税法別表第5による）

ここでは、社会保険料控除・配偶者控除（38万円）・一般扶養親族控除（38万円）・特定扶養親族控除（63万円）・基礎控除(48万円)以外に所得控除はなく、寄附金等の税額控除もないものとし、妻・高校生・大学生は、それぞれ控除対象配偶者・一般控除対象扶養親族（16歳以上）・特定扶養親族（19歳以上23歳未満）に該当するものとする。なお、復興特別所得税額として、基準所得額（ここでは所得税額）に2.1％の税率を乗じた額が加算される（復興特別所得税は、2013年1月1日～2037年12月31日の25年間課税）。各世帯モデルの所得税額と復興特別所得税額は下記の通りである。

30代世帯モデル：夫の年収4,280,000円の場合、給与所得控除後の金額は2,984,000円、

所得控除額＝社会保険料（631,514円）＋ 配偶者控除（380,000円）

＋基礎控除（480,000円）=1,491,514円、

課税所得額＝給与所得控除後の金額2,984,000円－所得控除額1,491,514円

＝1,492,486円≒1,492,000（千円未満切り捨て、以下同様）

所得税額＝課税所得額1,492,000円×税率0.05＝74,600円

復興特別所得税額＝所得税額74,600円×0.021＝1,566.6円≒1,566円（1円未満切り捨て、以下同様）、

年間所得税額計76,166円

40代世帯モデル：夫の年収5,170,000円の場合、給与所得控除後の金額は3,694,400円、

所得控除額＝社会保険料（802,145円）＋ 配偶者控除（380,000円）

＋基礎控除（480,000円）=1,662,145円、

課税所得額＝給与所得控除後の金額3,694,400円－所得控除額1,662,145円

＝2,032,255円≒2,032,000円

所得税額＝課税所得額2,032,000円×税率0.1－控除額97,500円＝105,700円

復興特別所得税額＝所得税額105,700円×0.021＝2,219.7円≒2,219円

年間所得税額計107,919円

50代世帯モデル：夫の年収5,600,000円の場合、給与所得控除後の金額は4,040,000円、

所得控除額＝社会保険料（1,049,030円）＋ 配偶者控除（380,000円）

＋扶養控除（380,000円＋630,000円）＋基礎控除（480,000円）=2,919,030円、

課税所得額＝給与所得控除後の金額4,040,000円－所得控除額2,919,030円

＝1,120,970円≒1,120,000円

所得税額＝課税所得額1,120,000円×税率0.05＝56,000円

復興特別所得税額＝所得税額56,000円×0.021＝1176円、

年間所得税額計57,176円

②住民税（市民税と県民税、計算方法は、名古屋市のWebサイトによる）

市民税と県民税は、均等割と所得割からなる。均等割額は所得にかかわらず一定額が課税され、名古屋市の市民税均等割額（年額）は3,300円、愛知県の県民税均等割額（年額）は2,000円である。

所得割額は、2022年の収入（給与）から給与所得金額を計算し、そこから社会保険料（2022年分）控除・配偶者控除（33万円）・一般扶養親族控除（33万円）、特定扶養親族控除（45万円）・基礎控除（43万円）を差し引いた金額に税率（名古屋市の市民税7.7％、愛知県の県民税2％）を乗じた額から調整控除額を差し引いた額である。所得税額の算定と同様に、上記以外に所得控除はなく、寄附金等の税額控除もないものとし、妻・高校生・大学生は、それぞれ控除対象配偶者・一般扶養親族（16歳以上）・特定扶養親族（19歳以上23歳未満）に該当するものとする。

なお、2022年の収入と社会保険料は、2023年と同額として、各世帯モデルの住民税額を以下のように算定する。

30代世帯モデル

年間給与収入4,280,000円÷4,000円＝商1,070…余り0円

計算基準額=商1,070×4,000円＝4,280,000円

給与所得金額＝計算基準額4,280,000円×0.8－440,000円＝2,984,000円

所得控除額＝社会保険料（631,514円）＋ 配偶者控除（330,000円）

＋基礎控除（430,000円）=1,391,514円、

課税所得金額＝給与所得金額2,984,000円－所得控除額1,391,514円

＝1,592,486円≒1,592,000円

市民税と県民税の所得割額（年額）は、この課税所得金額に各税率を乗じた額から調整控除額を差し引き、100円未満を切り捨てた額である。課税所得金額が200万円以下で、人的控除ごとに定められた金額の合計額は10万円(配偶者控除50,000円+基礎控除50,000円)であるから、

市民税の調整控除額＝100,000円×0.04＝4,000円(調整控除の率は４％、以下同様)、

県民税の調整控除額＝100,000円×0.01＝1,000円となる（調整控除の率は１％、以下同様）。よって、

市民税の所得割額＝課税所得金額1,592,000円×0.077－調整控除額4,000円

＝118,584円≒118,500円

県民税の所得割額＝課税所得金額1,592,000円×0.02－調整控除額1,000円

＝30,840円≒30,800円

均等割額（市民税＋県民税）5,300円、 住民税計154,600円

40代世帯モデル

年間給与収入5,170,000円÷4,000円＝商1,292.5…余り2,000円

計算基準額=商1,292×4,000円＝5,168,000円

給与所得金額＝計算基準額5,168,000円×0.8－440,000円＝3,694,400円

所得控除額＝社会保険料（802,145円）＋ 配偶者控除（330,000円）

＋基礎控除（430,000円）=1,562,145円、

課税所得金額=給与所得金額3,694,400円－所得控除額1,562,145円

＝2,132,255円≒2,132,000円

課税所得金額が200万円超、人的控除ごとに定められた金額の合計額は10万円(配偶者控除50,000円+基礎控除50,000円)で、10万円－（2,132,000円－2,000,000円）＝－32,000円であるから、

市民税の調整控除額＝50,000円×0.04＝2,000円、

県民税の調整控除額＝50,000円×0.01＝500円となる。よって、

市民税の所得割額＝課税所得金額2,132,000円×0.077－調整控除額2,000円

＝162,164円≒162,100円

県民税の所得割額＝課税所得金額2,132,000円×0.02－調整控除額500円＝42,140円≒42,100円

均等割額（市民税＋県民税）5,300円、 住民税計209,500円

50代世帯モデル

年間給与収入5,600,000円÷4,000円＝商1,400…余り0円

計算基準額=商1,390×4,000円＝5,600,000円

給与所得金額＝計算基準額5,600,000円×0.8－440,000円＝4,041,120円

所得控除額＝社会保険料（1,049,030円）＋ 配偶者控除（330,000円）

＋扶養控除（330,000円＋450,000円）＋基礎控除（430,000円）=2,589,030円、

課税所得金額=給与所得金額4,041,120円－所得控除額2,589,030円

＝1,452,090円≒1,452,000円

課税所得金額が200万円以下で、人的控除ごとに定められた金額の合計額は33万円(配偶者控除50,000円+基礎控除50,000円+一般扶養控除50,000円+特定扶養控除180,000円)であるから、

市民税の調整控除額＝330,000円×0.04＝13,200円、

県民税の調整控除額＝330,000円×0.01＝3,300円となる。よって、

市民税の所得割額＝課税所得金額1,452,000円×0.077－調整控除額13,200円

＝98,604円≒98,600円

県民税の所得割額＝課税所得金額1,452,000円×0.02－調整控除額3,300円

＝25,740円≒25,700円

均等割額（市民税＋県民税）5,300円、　　　　　　住民税計129,600円

③税（所得税と住民税）の合計額（年）は、下記の通りとなる。

30代世帯モデル：76,166円+154,600円＝230,766円、

40代世帯モデル：107,919円+209,500円＝317,419円、

50代世帯モデル：57,176円+129,600円＝186,776円

３．**各世帯モデルの非消費支出（月額）**

**30代世帯モデル**：（631,514円＋230,766円）÷12=71,856.6≒**71,856円**（68,756円）

**40代世帯モデル**：（802,145円＋317,419円）÷12=**93,297円**（85,566円）

**50代世帯モデル**：（1,049,030円＋186,776円）÷12=102,983.8

≒**102,983円**（97,224円）

＊（　）内は2015年調査の月額